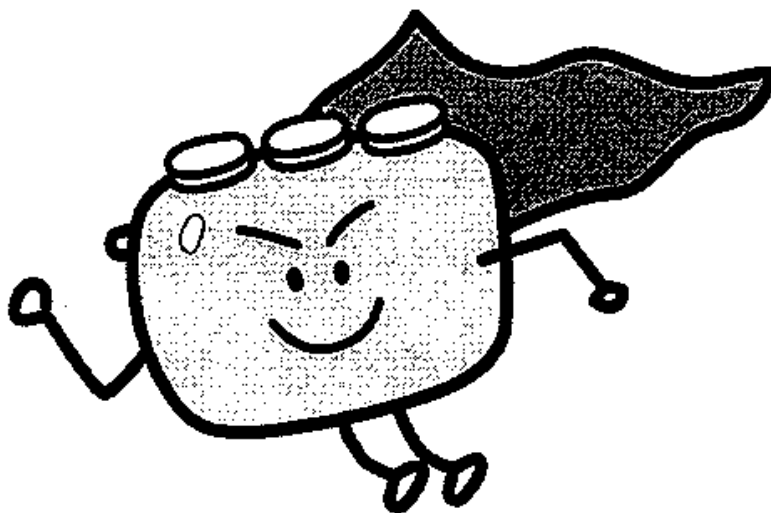


平成31年度浄化槽設置整備事業の概要

(1) 浄化槽設置整備事業の目的について	P1
(2) 浄化槽の設置工事について	P1～4
(3) 浄化槽の維持管理について	P5～6
設置整備事業補助金申請等フロー図	P7



(1) 浄化槽設置整備事業の目的について

川、海、水路などを汚している主な原因は、生活雑排水によるものと言われています。

理由としては、トイレの汚水については、汲み取るか単独処理浄化槽で処理されていますが、台所などからの生活雑排水は浄化処理されないまま水路に排水されるからです。

そこで下水道等の整備されない地区を対象に、下水道と同等の浄化機能を持ち生活雑排水とトイレの汚水を併せて処理することのできる「合併処理浄化槽」の設置を推進するために、設置工事に係る費用の助成を実施しています。

(2) 浄化槽の設置工事について

① 浄化槽設置整備事業補助金について（7ページフロー図参照）

（二セコ町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱）

補助金を受けるための条件

- 住宅としての建物に設置されるものであること。店舗等併用住宅の場合は、居住部分について換算される人槽を補助対象とします。
- 補助対象となる合併処理浄化槽の人槽は、10人槽以下であること。
- 住宅の所有者が個人で二セコ町住民として居住しているか、転入後も引き続き5年以上町に住所を有することが確実であること。
- 住宅を借りている者は、町に1年以上住所を有し、所有者の承諾を得て浄化槽を設置後、引き続き5年以上町に住所を有することが確実であること。
- 公共下水道及び農業集落排水処理施設の処理区域外であること。
- 町が定める施工基準により施工すること。（2ページ）
- 浄化槽設備士を有する事業者による施工であること。
- 浄化槽法に基づく届出の承認、又は建築基準法に基づく確認申請が許可されていること。
- 年度内での浄化槽の使用が確実であること。
- 販売目的とした住宅でないこと。
- 町税や水道料金などの公共料金等を滞納していないこと。

※ 正式な『補助金交付決定通知書』（補助金交付申請の後に発行）の前に工事に着手した場合は、補助対象となりませんのでご注意願います。

申込み（抽選）→補助対象決定→交付申請（審査）→交付決定→工事着手
4月中旬 4月下旬以降 5月中旬

補助金の額

浄化槽の本体設置工事費の45%又は55%の額(万円未満切り捨て)を補助します。
ただし、限度額は次のとおりです。

人槽区分 (居住部分)	住宅の新築又は 増改築による新設	くみ取り式トイレ又は 単独処理浄化槽から切替
5人槽	400,000円	490,000円
7人槽	490,000円	600,000円
10人槽	680,000円	840,000円

② ニセコ町浄化槽設置整備事業施工基準について

ニセコ町浄化槽設置整備事業の適正な施工を行うため、次のとおり施工基準を定めています。補助金は、施工基準以上の施工でなければ交付されません。

◆ニセコ町浄化槽設置整備事業施工基準◆

- 1：基礎砕石は0～80mmを使用し、敷厚は150mm以上とする。
- 2：ベース配鉄筋は、13mmの異形鉄筋を使用する。
- 3：ベース配筋間隔は、200mm以下とする。
- 4：ベース配筋は、シングルクロス又はダブルクロスとする。
- 5：ベースコンクリート（基礎コンクリート）は、現場打設方式により150mm以上とする。
- 6：鉄筋コンクリート強度は、 f_c210 、 $s=18$ 以上とする。
- 7：支柱は、 $\phi 200$ mm以上で4本以上使用する。ただし、浄化槽本体の長さ2,500mm以上又は幅1,350mm以上のものは、6本以上使用する。
- 8：支柱鉄筋は、13mmの異形鉄筋を4本以上使用する。
- 9：スラブ配鉄筋は、13mmの異形鉄筋を使用する。
- 10：スラブ配筋間隔は、200mm以下とする。
- 11：スラブ配筋は、ダブルクロスとする。
- 12：スラブコンクリートは、現場打設方式により150mm以上とする。
- 13：マンホール蓋は標準を使用し、自動車等が載る場合においては、その重さに耐えられるものを使用する。
- 14：マンホール蓋のかさ上げ高さは、30cm以内とすること。

《参考》浄化槽の人槽算定について

住宅における浄化槽の処理対象人員の算定は次のとおりです。

- ◎ 延べ面積が130㎡未満 処理対象人員5人
- ◎ 延べ面積が130㎡以上 処理対象人員7人※
- ◎ 二世帯住宅 処理対象人員10人（望ましい）

※ただし、延べ面積が130㎡以上で算定人員が明らかに実情に添わない場合は、次の算式に適合したときは、5人槽とすることができます。

「住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員の算定方法の取扱方針」の策定について
(平成13年2月8日建指第1225号 北海道建設部建築指導課長通知)

平成12年3月のJIS規格の見直しに伴い、住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員の算定方法については、平成12年5月1日から「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」により、基準面積を130㎡として5人槽又は7人槽として取り扱っているところです。しかしながら、例えば農村地域等においては、1世帯当たりの居住人員が少ない割に住宅の延べ面積が大きい傾向が見られ、高齢者夫婦2人世帯であっても7人槽の浄化槽を設けなければならないというように、算定式が明らかに実状に添わないと判断されるケースもあります。このようなことから、北海道では、道内の特定行政庁、限定特定行政庁、(社)北海道浄化槽協会、北海道町村会、北海道市長会に対し意見照会を行い、それらの意見を踏まえた上で、水道使用量等から想定される汚水量が一定値以下であると判断される世帯については、JISのただし書に基づき5人槽で取り扱うこととする標記取扱方針を定めましたので通知します。(以下略)

(別添)

住宅に設置する浄化槽の処理対象人員の算定方法の取扱方針

この取扱方針は、住宅(併用住宅を含む。以下同じ。)に設置する浄化槽の処理対象人員の算定にあたり、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」(以下「JIS」という。)の「2. 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書きの運用基準の明確化を図るものである。

1 目的

住宅に設置する浄化槽の処理対象人員の算定にあたり、実情に添った処理対象人員を算定することを目的とする。

2 対象となる住宅等

対象となる住宅は、次に掲げる要件に適合するものであること。

(1) 既存の住宅であり、かつ、井戸水を使用していない場合

浄化槽を設置する時点での居住人員、子供の出生等により将来的に増加が予定される人員及びピーク月における1日当たりの平均の水道使用量の関係が、次のイ及びロに掲げる式に当てはまること。ただし、農業用に水道を使用しているためにピーク月における1日当たりの平均の水道使用量が大きく算定される農家住宅等でハに掲げる式に当てはまる場合については、前述の要件に当てはまるものとみなす。

$$\text{イ } 50a + 200b + c \leq 850$$

$$\text{ロ } a + b \leq 5$$

$$\text{ハ } a + b \leq 3$$

$\left\{ \begin{array}{l} a : \text{浄化槽を設置する時点での居住人員(単位 人)} \\ b : \text{子供の出生等により将来的に増加が予定される人員(単位 人)} \\ c : \text{ピーク月における1日当たりの平均の水道使用量(単位 リットル)} \end{array} \right\}$

(2) 既存の住宅であり、かつ、井戸水を使用している場合

(1)のハに掲げる式に当てはまること。

3 提出書類

JISのただし書きに基づき処理対象人員を5人と算定した浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽設置届出書又は浄化槽確認申請(計画通知)設計概要書^{*}(以下「浄化槽設置届出書等」という。)に別紙「JISのただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト」を添付するものとする。

また、2の(1)ただし書き及び2の(2)に適合することを要件とする場合については、更に住民票を添付することとする。

$\left[\begin{array}{l} \text{※建築確認申請と併せて浄化槽を設置する場合には「浄化槽確認申請(計画通知)設計概要書」} \\ \text{その他の場合には「浄化槽設置届出書」} \end{array} \right]$

4 審査方法等

(1) 市町村長は、「JISのただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト」(及び住民票)が添付された浄化槽設置届出書等を受理した場合には、同チェックリスト中の記載事項等を確認し、本庁若しくは所轄支庁建築主事又は所轄支庁長あて送付する。

(2) 本庁若しくは所轄支庁建築主事又は所轄支庁長は、浄化槽設置届出書等及び「JISのただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト」の記載内容(及び住民票)に基づき2の要件に適合しているか否かを審査し、適合していると認められる場合には、住宅の規模に関わらず5人槽の浄化槽の設置を認めることとする。

5 施行期日

平成13年4月1日から適用する。

別紙「JISのただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト」
 (浄化槽設置届出書又は浄化槽確認申請(計画通知)設計概要書に添付)

今回、浄化槽の設置を予定している下記建築物は、建築物の使用状況から判断し、尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)の算定人員では明らかに実状に添わないので、住宅部分の算定人員を5人とします。 なお、下記に記載の事項は、事実と相違ありません。		
浄化槽設置者氏名 _____ (署名)		
設置場所	浄化槽設置届出書 浄化槽確認申請(計画通知)設計概要書	
浄化槽設置建築物の概要	用途	1 一戸建専用住宅 2 一戸建併用住宅
	規模 (延べ面積)	住宅部分 _____ m ² その他の部分 _____ m ²
	居住人員	浄化槽設置時点での居住人員 _____ 人・・・(a)
	子供の出生等により世帯人員が増加する予定の有無等	1 予定がない。 2 予定がある。 予定がある場合、増加後の居住予定人員 _____ 人・・・(b)
	井戸水等の使用の有無	1 使用していない。 2 使用している。
	概ね過去1年間におけるピーク月の1日あたりの平均の水道使用量の実績 (小数点以下四捨五入)	_____ m ³ /月 _____ リットル/日(c)
備考		
市町村確認欄 ※	特定行政府 _____ 審査欄 ※ _____	<input type="checkbox"/> 50a + 200b + c = _____ ≤ 850 <input type="checkbox"/> a + b = _____ ≤ 5 <input type="checkbox"/> a + b = _____ ≤ 3
係員印		

注1 : ※印の欄は、記入しないでください。
 注2 : 一戸建併用住宅の居住以外の部分の人員算定は、JIS式により算定してください。
 注3 : (a) + (b) ≤ 3であることを要件にする場合には、住民票を添付してください。

(3) 浄化槽の維持管理について

① 浄化槽管理者の義務について

浄化槽管理者(設置者)には、保守点検・清掃・法定検査の3つの義務が定められています。

保守点検・・・・・・・・保守点検とは、浄化槽の健康管理です。

浄化槽は微生物の働きによって汚水を処理する施設ですから、微生物が活躍しやすい状況を常に保つ必要があります。微生物に酸素を供給するブローなど休みなく連続運転されているので、定期的な点検が必要になります。また、消毒薬等の消耗品は定期的に補給、交換が必要です。さらに、点検を行うことにより、清掃を行うべき時期を判断することも保守点検の大切な役割です。

このように、保守点検は、浄化槽の機能を正常に保つ上で極めて重要です。

清 掃・・・・・・・・清掃とは、浄化槽に発生した汚泥などの引き出し、調整及びこれらに伴う機器類の洗浄、掃除などの作業を言います。

スカムや汚泥が過度に蓄積されると、浄化槽の機能に支障をきたし、十分な処理がなされなかったり、悪臭の発生する原因となったりします。このようなことにならないために、スカムや汚泥を槽外へ引き抜き、付属装置や機械類を洗ったり、掃除することが必要になります。

法定検査・・・・・・・・法定検査とは、浄化槽の健康診断です。

浄化槽の状態が正常でないと、公共用水域の汚染を引き起こす場合があります。

このため、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、正常に機能しているかどうかを確認するため、北海道知事の指定する検査機関の検査を受けることが義務付けられています。

※ 法定検査は、使用開始後に3ヵ月後に受ける“法7条検査”と、その後毎年受ける“法11条検査”があり、(社)北海道浄化槽協会が北海道の指定機関として行っております。(検査の前に、浄化槽協会から通知が来ます。)

法定検査を受けないと、適正な維持管理を行っていないことになり、指導、命令、罰則の適用等の処置を受けることがあります。

※ 自動車で例えると、「法定検査」は車検で、「保守点検」はメンテナンスのようなものです。2つはまったく別ですので必ず毎年両方を行う必要があります。

② 浄化槽保守点検の指定事業者について

(ニセコ町浄化槽保守点検指定事業者に関する要綱)

ニセコ町の指定事業者の要件

- 北海道浄化槽保守点検業者に関する条例（昭和60年北海道条例第23号）第2条第2項又は、同条例第3条第3項の登録を受けている者
- 町内において営業に適合する店舗を有し、かつ、過去2年間に相当の営業実績があり信用を有すると認められる者
- 浄化槽清掃業及び一般廃棄物処理業について羊蹄山麓環境衛生組合長（以下「衛生組合長」という。）の許可を受けている者、又は衛生組合長の許可を受けている浄化槽清掃業者及び一般廃棄物処理業者との間に業務の委託契約を有している者
- 他の市町村で指定を受けている指定事業者で、ニセコ町長が特に必要と認めて指定事業者とみなしたとき。

※ニセコ町では(有)塚越産業さんと、(有)高山デンキさんが該当しています。



設置整備事業補助金申請フロー図

*印は、様式を配布します。
手続きの際には記載例を参考にしてください。

- ① 設置届出書の提出（設置工事21日前）⇒届出先：北海道（役場建築係経由）
- ・浄化槽確認申請（計画通知）設計概要書・浄化槽設置届出書（別記様式第1号）
 - ・JISのただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト（該当ある場合）
 - ・付近の見取図
 - ・建物の平面図（各階の室用途、面積、浄化槽位置、放流経路、放流先、方位、道路及び建物を明示する）
 - ・浄化槽認定シート及び浄化槽表示ラベルの写し
- ② 補助金交付申請書の提出（設置工事7日前）
- ・補助金等交付申請書（別記第1号、第2号、第3号様式、事業計画書） *
 - ・合併処理浄化槽設置整備事業内訳書（別記第1号様式） *
 - ・審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認申請書の写し
 - ・合併処理浄化槽計画図（構造図、配筋図）
 - ・住宅を借りている方は、所有者の承諾書（利害関係人同意書） *
 - ・新築する方は、土地の登記簿謄本
 - ・合併処理浄化槽工事見積書
 - ・工事請負契約書の写し
 - ・浄化槽設備士資格証の写し
 - ・登録浄化槽管理票（C票）、登録証、浄化槽保証書の写し
 - ・補助金の振込先申告書（本人名義の銀行等の口座番号等） *
 - ・確約書（転入・借家の者用） *
- ③ 補助金交付決定通知（交付決定以前に工事着手はできません。）
- ④ 工事着手届（工事開始日） *
- ⑤ 工事完成届（工事完成後5日以内に提出） *
- ・浄化槽施工事業者が撮影した次の写真（家の壁などが映り込むように）
 - ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証明する写真で顔などがわかる様（標識看板が入ったもの）
 - イ その他、ニセコ町浄化槽設置整備事業の施行写真による（8A°-Z）
 - ・浄化槽施工状況確認チェックリスト
 - ・事業に要した納品書の写し（基礎砕石、鉄筋、コンクリート等）
- ⑥ 完成検査
- ⑦ 使用開始報告書（単独処理浄化槽を設置している場合は、廃止届も必要）
- ⑧ 実績報告書の提出（工事完成後1ヶ月以内に提出）
- ・補助事業等実績報告書（別記第7号、第2号、第3号様式、事業成果報告書） *
 - ・合併処理浄化槽設置整備事業内訳書（実績報告用） *
 - ・ニセコ町合併処理浄化槽保守点検指定事業者及び浄化槽清掃業者との委託契約書の写（申請者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、証明する書類の写し）
 - ・浄化槽法定検査依頼書（国庫補助事業用、浄化槽協会の領収印のあるもの）
 - ・領収書の写し（浄化槽施工業者への工事費支払いに伴う領収書の写し）
 - ・使用開始報告書の写し
 - ・請求書 *
- ⑨ 補助金の額の確定通知
- ⑩ 補助金支払い

★ニセコ町浄化槽設置整備事業の施工写真

- 1 着工前（住宅等の一部が入っていて設置箇所が分かる写真も）
- 2 掘削状況
- 3 基礎砕石 転圧状況
- 4 基礎砕石 施工厚（スケール）
- 5 ベース鉄筋 配筋状況（スケール）
- 6 支柱フープ 配筋状況（スケール）
- 7 支柱 外層管太さ（コンクリート管・塩ビ管・ポイド管）
- 8 ベースコンクリート 打設状況
- 9 ベースコンクリート 出来型（スケール／縦・横・厚さ）
- 10 浄化槽本体（メーカー・型式が入った全体写真）
- 11 浄化槽本体 搬入状況
- 12 浄化槽本体 設置状況（水平確認含む）
- 13 浄化槽設備士 立会い状況（浄化槽設備士の顔及び黒板等の字が写真で分かるよう）
- 13 浄化槽本体 水張り・水漏れ確認
- 14 埋戻し状況（転圧状況）
- 15 フロア配管状況
- 16 浄化槽設備士 立会い状況（浄化槽設備士の顔及び黒板等の字が写真で分かるよう）
- 17 スラブ配筋 配筋状況（スケール）
- 18 スラブ配筋 マンホール蓋部配筋補強状況
- 19 スラブコンクリート 打設状況
- 20 スラブコンクリート 出来型（スケール／縦・横・厚さ）
- 21 マンホール蓋 嵩上寸法（スケール）
- 22 浄化槽本体 認定番号
- 23 浄化槽設備士 立会い状況（浄化槽設備士の顔及び黒板等の字が写真で分かるよう）
- 24 完了（住宅等の一部が入っていて設置箇所が分かる写真も）